

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 羽生都市計画区域における位置等

羽生都市計画区域は、都心から約60km圏、本県の北東部に位置しています。また、羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は、羽生市の行政区域の全域です。

【羽生市 上岩瀬地区】

羽生市の西部に位置し、東武伊勢崎線羽生駅から西に約1km、東北自動車道羽生インターチェンジから西に約5kmに位置しており、交通の利便性に優れております。

II 変更の理由

上岩瀬地区については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

III 規模

【羽生市 上岩瀬地区】

市街化区域への編入面積 約8.3ha

IV 関連する都市計画

羽生都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（羽生市決定）
- ② 防火地域及び準防火地域（羽生市決定）
- ③ 下水道（羽生市決定）
- ④ 地区計画（羽生市決定）